

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（情報政策課）	46
○土地改良区が行う土地改良事業の廃止の認可申請の適否の決定…（農業施設管理課）	46
○土地改良区の解散……………（農業施設管理課）	47
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	47
○農業委員会が行う交換分合計画の認可……………（農業施設管理課）	47
○特定調達契約に係る入札の公告……………（漁業管理課）	47
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	48
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	49
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	49
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（出納局総務課）	49
公 表	
○水防法による浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の変更……………（維持管理防災課）	50
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	50
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（２件）……………	53
道監査委員公表	
○監査公表第４号……………	54
○監査公表第５号……………	54
道収用委員会告示	
○裁決手続開始の決定……………	54
道警察方面本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	55
告 示	
北海道告示第275号	

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成26年４月８日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) パーソナルコンピュータ 16台
(2) パーソナルコンピュータ 14台
(3) パーソナルコンピュータ 1台
- 落札を決定した日
平成26年２月５日
- 落札者の氏名及び住所
(1) １の(1)
ア 氏 名 大丸藤井株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南１条西３丁目２番地
(2) １の(2)及び(3)
ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目３番地
- 落札金額
(1) 2,251,200円
(2) 1,690,500円
(3) 204,750円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成26年１月10日付け北海道告示第12号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総合政策部科学ＩＴ振興局情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北３条西６丁目

北海道告示第276号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第９項において準用する同法第８条第１項の規定により、清水町土地改良区が行う土地改良（維持管理）事業の廃止の認可の申請を適当と決定した。
その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成26年４月９日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成26年４月８日

北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第277号	
清水町土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項の規定により解散した。	
平成26年4月8日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第278号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（寿地区経営体育成基盤整備〔一般型〕（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。	
その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成26年4月9日から20日間、一般の縦覧に供する。	
平成26年4月8日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第279号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、栗山町農業委員会が定めた栗山町共和・三日月地区の農用地等の交換分合計画を認可した。	
平成26年4月8日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第280号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。	
平成26年4月8日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 入札に付する事項	
(1) 調達をする特定役務の名称及び数量	
漁業取締船建造工事 一式	
(2) 調達をする特定役務の仕様等	入札説明書による。
(3) 納入期日	平成27年3月20日
(4) 納入場所	室蘭市 室蘭港
2 入札に参加する者に必要な資格	
次のいずれにも該当すること。	
(1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。	
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。	
(4) 入札の日から過去10年間に於いて、当該建造工事と同種・同規模以上の漁船の建造又は同種・同規模以上の官公庁船（国又は地方公共団体の漁業の取締り、漁業に関する試験、調査、指導又は練習を目的とした船舶）の修理実績（船舶安全法に基づく定期又は中間の検査を含むものに限る。）を有する者であること。	
なお、「同種・同規模以上」とは、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）に基づき測度した船体の長さ（測度長）が23メートル以上のアルミニウム合金製の漁船をいう。	
3 条件付一般競争入札参加資格の審査	
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。	
ア 申請の時期	平成26年4月8日から同月28日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで
イ 申請の方法	申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先	郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。	
4 契約条項を示す場所	北海道水産林務部水産局漁業管理課
5 入札執行の場所及び日時	
(1) 入札場所	札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階水産林務部1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）
(2) 入札日時	平成26年5月20日 午後1時30分（送付による場合は、同月19日午後5時までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量65グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。
- 10 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。
- (1) 入札説明の日時及び場所
- ア 日 時 平成26年5月12日 午後1時30分
- イ 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階水産林務部1号会議室
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
- イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5486
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Fisheries Patrol Vessel 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 20, 2014
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 19, 2014)
- C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo, Nishi 6-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5486

北海道告示第281号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成26年4月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 日高郡新ひだか町静内真歌42の5地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
⑦ 主伐は、択伐による。
⑧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
⑨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 稚内市宗谷岬487地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
⑦ 主伐は、択伐による。
⑧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
⑨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字ニシウエントマリ554地先・553の3・894の6・字ウエントマリ196の3（以上1筆地先3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 雪崩の危険の防止
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
⑦ 主伐は、択伐による。
⑧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
⑨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに稚内市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第282号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成26年4月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|---------------|-------------------|
| 1 | 解除予定保安林の所在場所 | 久遠郡せたな町大成区上浦507の2 |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
| 3 | 解除の理由 | 指定理由の消滅 |

北海道告示第283号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成26年4月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|--|--|
| 1 | (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 石狩郡当別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、当別町・勇払郡むかわ町（以上2町について次の図に示す部分に限る。） |
| | (2) 保安林として指定された目的 | 水源の涵養 |
| | (3) 変更後の指定施業要件 | |
| | ア 立木の伐採の方法 | |
| | (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 | |
| | (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 | |
| | (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | |
| | イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 | 次のとおりとする。 |
| 2 | (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 勇払郡むかわ町・寿都郡黒松内町（以上2町について次の図に示す部分に限る。） |
| | (2) 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
| | (3) 変更後の指定施業要件 | |
| | ア 立木の伐採の方法 | |

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
むかわ町・黒松内町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 島牧郡島牧村（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- (イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第284号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年4月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|--------------------|--|
| 1 | 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 | 財務会計トータルシステム業務処理委託 一式 |
| 2 | 随意契約の相手方を決定した日 | 平成26年3月18日 |
| 3 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | |
| | (1) 氏 名 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道 |
| | (2) 住 所 | 札幌市中央区北2条西4丁目1番地 |
| 4 | 随意契約に係る契約金額 | 291,600,000円 |
| 5 | 契約の相手方を決定した手続 | 随意契約 |
| 6 | 随意契約によった理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第 |

372号) 第10条第1項第1号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道出納局総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	2 電子入札に関する事項 (1) 本工事の入札は、競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出等を電子入札システム（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して行う。ただし、入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、支出負担行為担当者の承認を得て紙により入札に参加すること（以下「紙参加」という。）ができる。 (2) 電子入札システムに障害等が発生し電子入札の続行が困難な場合には、紙入札に変更する場合がある。 (3) 電子入札システム運用時間は、毎日午前8時から午後11時まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及びメンテナンスのためのシステム停止日を除く。）とする。 (4) その他電子入札に係る運用は、「北海道電子入札運用基準」によるものとする。 3 入札に参加する者に必要な資格 入札参加希望者は特定建設工事共同企業体であって、次の要件を満たしていること。 (1) 特定建設工事共同企業体の構成員の要件 ア 発注工事の対応する平成25年北海道告示第2号又は平成26年北海道告示第8号に規定する一般土木工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。 イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。 ウ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 エ 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。 オ アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が1,050点以上であること。ただし、共同企業体の代表者は、1,100点以上であること。 カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。 キ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。 ク 過去15年間に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、構成員の数が3社の場合は代表者を含むそのうち2社以上がこの要件を満たすこととする。 ケ 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。
公 表	
水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項及び第4項の規定により、一級河川石狩川水系南六号川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の変更を公表する。 これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課並びに北海道空知総合振興局札幌建設管理部事業室治水課及び長沼出張所に備え置いて閲覧に供する。 平成26年4月8日	
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道胆振総合振興局告示第40号 次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成26年4月8日 北海道胆振総合振興局長 田 邊 隆 久 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 ア 名 称 厚幌ダム建設事業 ダム本体工事 イ 数 量 H＝47.2m L＝516m (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から平成30年3月20日まで (4) 工 事 場 所 厚真町 (5) 本工事は、あらかじめ性能、機能、技術等に関する技術提案を受け付け、入札時に提案に基づいた価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する標準型総合評価方式の試行工事のうち、技術提案が実現される確実性について審査を行う確実性審査総合評価方式（標準型）の試行工事である。 (6) 分別解体等の実施の義務付け 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である。	

コ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。 サ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。 シ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。 (2) 特定建設工事共同企業体の要件 ア 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。 イ 構成員の数は、2社又は3社であること。 ウ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。 エ 構成員の組合せは、(1)のアにおける資格の格付がA等級に格付されている者同士の組合せであり、かつ、構成員1社以上はA1に区分されている者であること。 オ 入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書等（以下「標準案」という。）の内容について、当該標準案と異なる設計及び施工方法等に関する提案（以下「技術提案」という。）を行うこと。 (3) 特定建設工事共同企業体の代表者の要件 ア (1)のオにおける評定数値が構成員中最高であり、かつ、出資比率が構成員中最大であること。 イ ダム工事総括管理技術者を工事現場に専任で配置できること。 4 競争参加資格確認申請書等の提出期間等 (1) 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書に関係書類の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければならない。 (2) 紙参加する場合は、条件付一般競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。 (3) 関係書類について、電子入札システムによる提出が困難な場合（北海道電子入札運用基準第2章4-2に該当する場合をいう。）は、電子入札システムにより持参提出通知書を提出の上、持参添付書類内訳書に添付して紙により提出しなければならない。 (4) 電子システムによる提出期間 平成26年4月8日（火）午前9時から同年5月2日（金）正午まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。） (5) 紙による提出期間等 ア 提出期間 平成26年4月8日（火）から同年5月2日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。 ただし、最終日の平成26年5月2日（金）は正午まで イ 提出場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号	北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室入札契約課 ウ 提出方法 持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。 5 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の提出期間等 特定建設工事共同企業体を結成し、入札に参加しようとする者は、特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を紙により提出しなければならない。 また、併せて競争入札参加資格審査結果通知書（郵便はがき）を提出すること。 (1) 提出期間 平成26年4月8日（火）から同月17日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで (2) 提出場所 4の(5)のイに同じ。 (3) 提出方法 持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。 6 入札参加資格の審査 この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成26年5月12日（月）までに電子入札システムにより通知する。ただし、紙参加の場合は、書面により通知する。 7 契約条項を示す場所 4の(5)のイに同じ。 8 入札書の提出方法等 (1) 入札書の提出方法 入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、紙参加の場合は、紙により提出しなければならない。 なお、再度入札の場合においても同様とする。 (2) 入札書の提出期間等 平成26年7月10日（木）午前9時から同月14日（月）午後3時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）。ただし、紙参加の場合は、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しと併せて、(4)の開札場所へ(5)の開札日時に持参すること。 なお、送付による場合は、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を同封し、封筒に「厚幌ダム建設事業ダム本体工事入札書等」と朱書きの上、必着とすること。 (3) 初度の入札書提出時に内訳書の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、内訳書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参すること。
--	--

なお、内訳書の内容確認をする入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。 さらに、公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施等の該当工事となった場合、落札者に内訳書の積算内容を確認するための詳細な内訳書の提出を求めることがあるので、これを承知すること。 (4) 開 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道胆振総合振興局3階会議室C (5) 開 札 日 時 平成26年7月15日(火) 午前9時30分 9 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。 10 契 約 保 証 金 (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。 (2) 納付の免除、納付方法等は、政令第167条の16、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第171条及び第172条の規定による。 11 同種工事の調達に関する事項 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無 無 12 入札説明書等の交付に関する事項 入札説明書及び条件付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。 (1) 交 付 期 間 平成26年4月8日(火)から同年5月2日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで。ただし、最終日の平成26年5月2日(金)は正午まで。なお、インターネットによる場合は、平成26年4月8日(火)午前9時から同年5月2日(金)正午までとする。 (2) 交 付 場 所 4の(5)のイに同じ。 なお、「調達ポータルサイト https://www.idc.e-harp.jp/」(北海道のホームページにリンク)においてダウンロードすることができる。 ただし、ダウンロードすることができない書類については直接交付することとし、送付及びファクシミリでの交付は行わない。 13 落札者の決定方法等 (1) 入札参加資格を有するものと認めた者は、別添「標準型総合評価方式実施要領」に定	める項目について技術提案を行わなければならない。 (2) 技術提案の審査の結果、適正と認められた入札参加希望者は、採用された技術提案及び当該技術提案に基づき積算した価格により入札し、次の要件に該当する者のうち、政令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、別添「落札者決定基準」において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。 なお、技術提案が適正と認められなかった入札参加希望者については、標準案及び当該標準案により積算した価格をもって入札しなければならない。 ア 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。 イ 技術提案が、標準案及び別添「落札者決定基準」において示す全ての必須要件を満たしていること。 (3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、その者にくじを引かせて落札者を決定する。 14 落札者と契約を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から排除する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 15 契約書作成の可否 平成16年北海道告示第448号の3の(1)による。 16 予 定 価 格 等 (1) 予 定 価 格 事後公表 (2) 低入札価格調査制度に係る基準価格及び失格判断基準 設定している。 17 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(1)、(4)、(7)及び(11)から(13)までによるほか、次による。 (1) 入札の執行回数は原則2回までとする。 (2) 開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 技術提案は、競争入札参加資格確認通知書(紙参加の場合は、条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書)の通知後に受け付ける。 (4) 技術提案の採否は、当該技術提案を行った入札参加希望者に対して審査結果を通知する。 (5) 技術提案を適正と認め、工事施工においてこれを採用した場合においても、当該技術提案に係る部分の工事に関する落札者の責任は軽減されるものではない。 また、技術提案を履行できなかった場合において、再度の施工が困難であるとき、あるいは合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。 (6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
---	---

ア 名 称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室入札契約課 イ 所 在 地 室蘭市海岸町1丁目4番1号 電話番号 0143-24-9860 18 Summary A Subject matter of the contract : Construction work of Apporo Dam H= 47.2 m L= 516 m B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., July 15, 2014 C Contact point for the notice : Bidding and Contract Division, Office of Constructional Administration, Muroran Department of Public Works Management, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan Phone : 0143-24-9860	平成26年3月20日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 住 所 札幌市北区北32条西2丁目3番1号 イ 氏 名 大日産業株式会社 (2) 1の(2)、(4)及び(11)から(15)まで ア 住 所 愛媛県四国中央市三島宮川1丁目11-7 イ 氏 名 森川株式会社 (3) 1の(3)及び(10) ア 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 イ 氏 名 大丸藤井株式会社 (4) 1の(5)から(9)まで ア 住 所 東京都港区東新橋1丁目7番3号 イ 氏 名 トッパン・フォームズ株式会社																														
道 教 育 庁 教 育 局 告 示																															
北海道教育庁石狩教育局告示第45号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成26年4月8日 北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦 1 落札に係る物品等の名称（1箱当たりの単価）及び調達予定数量 <table border="0"> <tr><td>(1) P P C用紙A 4判（札幌市北部地区）</td><td>2,581箱</td></tr> <tr><td>(2) P P C用紙A 4判（札幌市中央地区）</td><td>2,574箱</td></tr> <tr><td>(3) P P C用紙A 4判（札幌市西部地区）</td><td>2,352箱</td></tr> <tr><td>(4) P P C用紙A 4判（札幌市東部地区）</td><td>2,580箱</td></tr> <tr><td>(5) P P C用紙A 4判（江別石狩当別地区）</td><td>1,898箱</td></tr> <tr><td>(6) P P C用紙A 4判（北広島恵庭千歳地区）</td><td>2,171箱</td></tr> <tr><td>(7) P P C用紙B 4判（札幌市A地区）</td><td>2,070箱</td></tr> <tr><td>(8) P P C用紙B 4判（札幌市B地区）</td><td>2,114箱</td></tr> <tr><td>(9) P P C用紙B 4判（石狩地区）</td><td>2,076箱</td></tr> <tr><td>(10) P P C用紙A 3判（全域）</td><td>1,325箱</td></tr> <tr><td>(11) P P C用紙B 5判（全域）</td><td>1,314箱</td></tr> <tr><td>(12) 更紙A 4判（全域）</td><td>1,252箱</td></tr> <tr><td>(13) 更紙B 4判（札幌市A地区）</td><td>665箱</td></tr> <tr><td>(14) 更紙B 4判（札幌市B地区）</td><td>726箱</td></tr> <tr><td>(15) 更紙B 4判（石狩地区）</td><td>550箱</td></tr> </table> 2 落札を決定した日	(1) P P C用紙A 4判（札幌市北部地区）	2,581箱	(2) P P C用紙A 4判（札幌市中央地区）	2,574箱	(3) P P C用紙A 4判（札幌市西部地区）	2,352箱	(4) P P C用紙A 4判（札幌市東部地区）	2,580箱	(5) P P C用紙A 4判（江別石狩当別地区）	1,898箱	(6) P P C用紙A 4判（北広島恵庭千歳地区）	2,171箱	(7) P P C用紙B 4判（札幌市A地区）	2,070箱	(8) P P C用紙B 4判（札幌市B地区）	2,114箱	(9) P P C用紙B 4判（石狩地区）	2,076箱	(10) P P C用紙A 3判（全域）	1,325箱	(11) P P C用紙B 5判（全域）	1,314箱	(12) 更紙A 4判（全域）	1,252箱	(13) 更紙B 4判（札幌市A地区）	665箱	(14) 更紙B 4判（札幌市B地区）	726箱	(15) 更紙B 4判（石狩地区）	550箱	4 落札金額 (1) 1,130円 (2) 1,130円 (3) 1,130円 (4) 1,130円 (5) 1,140円 (6) 1,140円 (7) 1,660円 (8) 1,660円 (9) 1,660円 (10) 1,390円 (11) 910円 (12) 2,300円 (13) 3,500円 (14) 3,500円 (15) 3,500円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成26年2月4日付け北海道教育庁石狩教育局告示第8号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) P P C用紙A 4判（札幌市北部地区）	2,581箱																														
(2) P P C用紙A 4判（札幌市中央地区）	2,574箱																														
(3) P P C用紙A 4判（札幌市西部地区）	2,352箱																														
(4) P P C用紙A 4判（札幌市東部地区）	2,580箱																														
(5) P P C用紙A 4判（江別石狩当別地区）	1,898箱																														
(6) P P C用紙A 4判（北広島恵庭千歳地区）	2,171箱																														
(7) P P C用紙B 4判（札幌市A地区）	2,070箱																														
(8) P P C用紙B 4判（札幌市B地区）	2,114箱																														
(9) P P C用紙B 4判（石狩地区）	2,076箱																														
(10) P P C用紙A 3判（全域）	1,325箱																														
(11) P P C用紙B 5判（全域）	1,314箱																														
(12) 更紙A 4判（全域）	1,252箱																														
(13) 更紙B 4判（札幌市A地区）	665箱																														
(14) 更紙B 4判（札幌市B地区）	726箱																														
(15) 更紙B 4判（石狩地区）	550箱																														

(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局告示第46号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成26年4月8日 北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦 1 落札に係る特定役務の名称（スクールバス借上片道1回当たりの単価）及び調達予定数量 (1) 石狩管内特別支援学校スクールバス借上単価契約 A（大型バス、添乗員2名） 3,723回 (2) 石狩管内特別支援学校スクールバス借上単価契約 B（大型バス、添乗員1名） 3,141回 (3) 石狩管内特別支援学校スクールバス借上単価契約 C（中型バス、添乗員1名） 2,324回 (4) 石狩管内特別支援学校スクールバス借上単価契約 D（小型バス、添乗員1名） 179回 (5) 石狩管内特別支援学校スクールバス借上単価契約 E（小型バス、添乗員なし） 470回 2 落札を決定した日 平成26年3月19日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 住 所 余市郡余市町大川町16丁目5番地 (2) 氏 名 株式会社余市自動車工業 4 落札金額 (1) 18,000円 (2) 16,400円 (3) 15,400円 (4) 14,300円 (5) 12,600円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成26年2月4日付け北海道教育庁石狩教育局告示第8号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 道 監 査 委 員 公 表 監査公表第4号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、平成26年3月12日薄木宏一包括外部監査人から、監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成26年4月8日 北海道監査委員 丸 岩 公 充 北海道監査委員 佐々木 恵美子 北海道監査委員 飴 谷 長 藏 北海道監査委員 竹 谷 千 里 監査公表第5号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が平成24年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、同法第252条の38第6項の規定により、知事から通知があったので、次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成26年4月8日 北海道監査委員 丸 岩 公 充 北海道監査委員 佐々木 恵美子 北海道監査委員 飴 谷 長 藏 北海道監査委員 竹 谷 千 里 道 収 用 委 員 会 告 示 北海道収用委員会告示第2号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決
--	--

定したので、次のとおり公告する。 平成26年 4 月 8 日 北海道収用委員会会長 松 浦 正 典 1 事件名 平成26年（収）第 2 号 北見都市計画道路事業（3・4・22号三輪通）収用事件						2 起業者の名称 北見市 3 事業の種類 北見都市計画道路事業（3・4・22号三輪通） 4 裁決手続開始を決定する土地																																											
<table><tr><th colspan="6">裁決手続の開始を決定する土地</th><th colspan="2">土地所有者</th><th colspan="4">土地に関して権利を有する関係人</th></tr><tr><th rowspan="2">所 在</th><th rowspan="2">地番</th><th rowspan="2">地目</th><th rowspan="2">登記記録上の地積 (㎡)</th><th rowspan="2">実測地積 (㎡)</th><th rowspan="2">収用しようとする土地の面積 (㎡)</th><th rowspan="2">氏 名</th><th rowspan="2">住 所</th><th rowspan="2">氏 名</th><th rowspan="2">住 所</th><th colspan="2">権利の表示</th></tr><tr><th>受付年月日 受付番号</th><th>種類</th></tr><tr><td>北見市西三輪 3 丁目</td><td>744番31</td><td>宅地</td><td>232.00</td><td>232.00</td><td>12.21</td><td>田 中 豊</td><td>北見市緑ヶ丘 5 丁目 9 番 8 号 ただし、登記記録上の住所 常呂郡置戸町字中里 1 番地 2</td><td>佐 藤 明 美</td><td>北見市西三輪 3 丁目 744番地31</td><td>なし</td><td>借地権</td></tr></table>												裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				所 在	地番	地目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示		受付年月日 受付番号	種類	北見市西三輪 3 丁目	744番31	宅地	232.00	232.00	12.21	田 中 豊	北見市緑ヶ丘 5 丁目 9 番 8 号 ただし、登記記録上の住所 常呂郡置戸町字中里 1 番地 2	佐 藤 明 美	北見市西三輪 3 丁目 744番地31	なし	借地権
裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人																																									
所 在	地番	地目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示																																							
										受付年月日 受付番号	種類																																						
北見市西三輪 3 丁目	744番31	宅地	232.00	232.00	12.21	田 中 豊	北見市緑ヶ丘 5 丁目 9 番 8 号 ただし、登記記録上の住所 常呂郡置戸町字中里 1 番地 2	佐 藤 明 美	北見市西三輪 3 丁目 744番地31	なし	借地権																																						
5 裁決手続開始決定の日 平成26年 3 月28日						5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成26年 2 月 4 日付け北海道警察北見方面本部告示第 6 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察北見方面本部会計課 (2) 所在地 北見市青葉町 6 番 1 号																																											
道 警 察 方 面 本 部 告 示 北海道警察北見方面本部告示第35号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成26年 4 月 8 日 北海道警察北見方面本部長 渡 部 武 夫 1 落札に係る物品等の名称（1 リットル当たりの単価）及び調達予定数量 (1) 自動車用ガソリン J I S 2 号 206,300リットル (2) 軽油 J I S 1 号、2 号及び 3 号 7,200リットル 2 落札を決定した日 平成26年 3 月20日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北日本石油株式会社 (2) 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目28番 5 号 4 落札金額金額 (1) 153円 (2) 136円																																																	